

保存版

# 防災マップ

2023年修正



# 八頭町

各種情報  
P1-6

八頭町避難所一覧  
P7-8

【防災マップ】  
地区詳細図  
P9-20

各種想定図  
【浸水】  
P21-26

ハザードマップ  
【地震】  
P27-28

ウェブ版連絡先等  
P29-30

## 目次

■防災マップとは.....	P1
■避難情報・避難指示等について .....	P2
■洪水・水位について、土砂災害警戒情報とは.....	P3
■土砂災害の種類、土砂災害(特別)警戒区域とは .....	P4
■地震対策 .....	P5
■災害情報の入手手段.....	P6
■八頭町防災マップ全図、避難所について .....	P7
■八頭町指定避難所等一覧 .....	P8
■八頭町防災マップ地区詳細図 .....	P9~20
■千代川水系洪水浸水想定区域図 【想定最大規模】 .....	P21~22
■千代川水系洪水浸水想定区域図 【家屋倒壊等氾濫想定区域】 .....	P23~24
■「鳥取方式」洪水浸水リスク図 【簡易想定図】 .....	P25~26
■地震ハザードマップ(ゆれやすさマップ).....	P27~28
■ウェブ版八頭町防災マップの使い方.....	P29
■連絡先・問い合わせ先 .....	P30

# 防災マップとは

この八頭町防災マップは、鳥取県の発表した八東川と私都川が氾濫した場合の浸水の状況等と土砂災害特別警戒区域(基礎調査結果)及び土砂災害警戒区域(基礎調査結果)、地震ハザードマップ(ゆれやすさマップ)や町が指定する避難場所等の情報を示したマップです。

氾濫による着色がない地域でも、状況によっては浸水する恐れがありますので注意してください。洪水に対しては、事前の備えを行うことで被害を軽くすることができます。雨の降り方や浸水の状況及び土砂災害の兆候に十分注意し、早めの避難を心掛けましょう。

## 1 防災マップ地区詳細図(P9~20)

- (1)洪水浸水想定区域図(100年確率)は、千代川水系八東川及び私都川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2)この洪水浸水想定区域は、指定時点の八東川及び私都川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、100年に1回の確率で起こると考えられる大雨が降ったときに、洪水により八東川及び私都川が氾濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものです。
- (3)なお、このシミュレーションの実施にあたっては支川の決壊、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

作成主体	鳥取県
指定年月日	平成30年6月5日
告示番号	鳥取県告示第390号
指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
対象となる水位周知河川	千代川水系八東川・私都川
指定前提となる降雨	八東川流域の2日間の総雨量325mm 私都川流域の2日間の総雨量325mm
その他計算条件等	氾濫シミュレーションは、対象区域を25m格子に分割して、これを1単位として計算しています。地盤高は、国土交通省国土地理院が管理する最新の航空測量結果等をもとに平均地盤高を算定したものを用いていますが、微地形による影響が表せていない場合があります。

- (4)土砂災害警戒区域(基礎調査結果)、土砂災害特別警戒区域(基礎調査結果)は、平成30年3月末時点の情報です。  
土砂災害警戒区域等の解説はP4をご覧ください。

## 2 【浸水】各種想定図

- (1)千代川水系洪水浸水想定区域図(想定最大規模・家屋倒壊等氾濫想定区域)はP21~24に掲載しています。  
また、各種浸水想定区域図(100年確率・想定最大規模・家屋倒壊等氾濫想定区域・浸水継続時間)、各断層による地震の想定震度等は、ウェブ版八頭町防災マップでも閲覧できます。詳しくはP29をご覧ください。
- (2)「鳥取方式」洪水浸水リスク図は、八東川と私都川の水位周知区間以外の県管理河川について、鳥取県独自の簡易手法(「鳥取方式」)により、50年に1回の確率で起こると考えられる大雨が降ったときに、浸水する恐れのある区域を示したもので  
す。詳細はP25~26に掲載しています。  
また、防災マップ地区詳細図では、浸水する恐れのある区域を線で示しています。

# 避難情報について

風水害や土砂災害が発生する恐れが高まったときに、人的被害を防止するため「避難指示等」(下表参照)を町民の皆さんに防災無線・緊急速報メール・ケーブルテレビ等を通じて発令します。

発令されましたら、町が指定した避難場所や安全な場所、知人宅等へ避難するなど「命を守る行動」をとりましょう。

警戒レベル	避難情報	居住者等がとるべき行動等
5	緊急安全確保 (町が発令)	発令される状況:災害発生または切迫(必ず発令される情報ではない) 居住者等がとるべき行動:命の危険 直ちに安全確保
4	避難指示 (町が発令)	発令される状況:災害のおそれ高い 居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難 (町が発令)	発令される状況:災害のおそれあり 居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等は避難 ※避難行動に時間要する方(高齢者や身体の不自由な方等)は、避難を開始
2	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	発表される状況:気象状況悪化 居住者等がとるべき行動:自らの避難行動を確認
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	発表される状況:今後気象状況悪化のおそれ 居住者等がとるべき行動:災害への心構えを高める

## 避難指示等の発令基準

八頭町では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、避難指示等を発令し、皆さんに避難を促します。避難指示等を発令するときは、様々な状況を総合的に判断しますが、判断材料となるものの一部を次に示します。なお、避難指示等が発令されていなくても、危険を感じたら早めの避難をお願いします。

区分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
水害  主な避難の対象者 洪水浸水想定区域内の方	1. 八東川・私都川で、避難判断水位を超え、なお水位の上昇の恐れがあるとき。 2. 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。	1. 八東川・私都川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇の恐れがあるとき。 2. 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。	1. 八東川・私都川で、氾濫が発生したとき。 2. 堤防が決壊したとき。
土砂災害  主な避難の対象者 土砂災害特別警戒区域・ 土砂災害警戒区域内の方	1. 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想されるとき。 2. 近隣で前兆現象が発見され、災害の危険性があるとき。	1. 土砂災害警戒情報発表後、さらに降雨が予想され、災害の危険性が高まったとき。 2. 記録的短時間大雨情報が発表され、さらに降雨が予想されるとき。	1. 近隣で人的被害につながるような土砂移動現象、前兆現象が発見され立ち退き避難が間に合わないとき。 2. 土砂災害が発生した、または、していると思われるとき。
その他災害	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合、または人的被害が発生したとき。

# 洪水・水位について

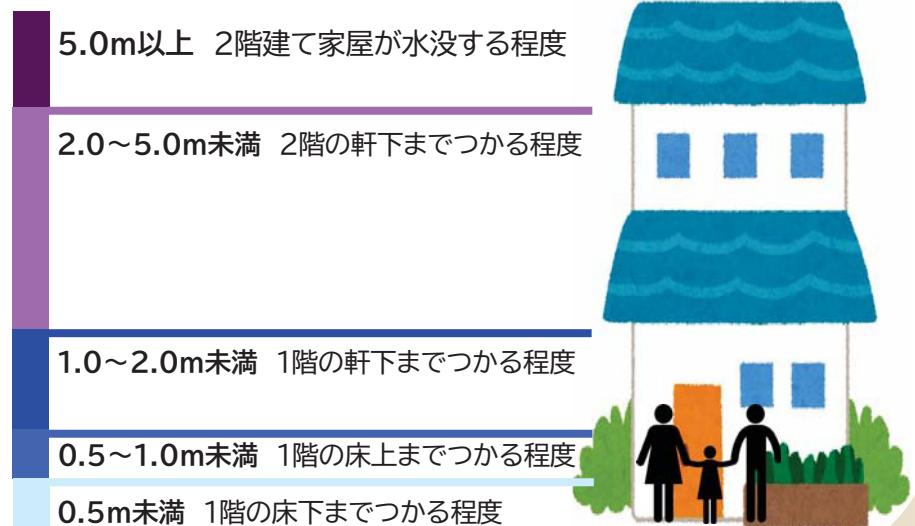
## 洪水浸水想定区域図について

水防法に基づき、八東川・私都川及びその他河川の洪水情報をマップに掲載しています。(P9~20)

### ■河川の水位

水位の種類	内 容	八東川 (船岡観測所)	私都川 (下門尾観測所)
氾濫危険水位	河川の水があふれる恐れのある水位	3.5m	1.72m
避難判断水位	避難判断の参考の一つとなる水位	2.7m	1.18m
氾濫注意水位	避難の準備や、高齢者等が避難をする目安になる水位	2.1m	0.92m
水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	1.6m	0.62m

### 浸水深ランクの目安



## 土砂災害警戒情報とは

大雨による土砂災害の発生する恐れがあるときに市町村長が避難指示等を発令する際や、住民の自主避難の判断の目安となることを目的としたもので、県と鳥取地方気象台が共同で発表する防災気象情報です。

### やや強い雨

※地面からの跳ね返りで足元がぬれる



### 猛烈な長雨

※土砂災害の起こりやすい状況

### 大雨注意報

大雨による災害に注意を呼びかけます。

### 大雨警報

重大な災害の発生する恐れがある場合に警戒を呼びかけます。

### 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の発生する恐れがさらに高まった場合に一層の警戒を呼びかけます。

### 大雨特別警報

大雨警報の基準をはるかに超え、予想される現象が“数十年に一度”的大雨等、特に異常であるため重大な災害の起こる恐れが著しく大きい旨を警告する、気象庁が発表する防災情報

### ■気象情報・防災情報の収集と土砂災害の前兆への注意



### ■避難の準備

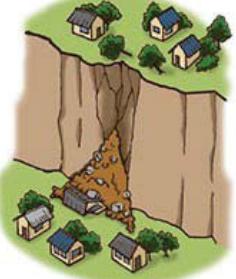


### 土砂災害への警戒！

### ■安全な場所への避難



# 土砂災害の種類

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	土石流	地すべり
		
地中に染み込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。家の付近で起こると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。	長雨や集中豪雨等によって、山や川の石や土砂が水と一緒に下流へ押し流される現象です。	大雨や長雨等により雨水が地面に染み込み、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだす現象です。
<b>主な前兆現象</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◆がけにひび割れができる。</li><li>◆小石がぱらぱらと落ちてくる。</li><li>◆湧水が止まったり、濁ったりする。</li><li>◆地鳴りがする。</li></ul>	<b>主な前兆現象</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◆腐った土のにおいがする。</li><li>◆降雨が続くのに川の水位は下がる。</li><li>◆急に川の水が濁り、流木が混ざり始める。</li><li>◆立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる。</li><li>◆山鳴りがする。</li></ul>	<b>主な前兆現象</b> <ul style="list-style-type: none"><li>◆地面がひび割れたり、陥没する。</li><li>◆樹木が傾く。</li><li>◆亀裂や段差が発生する。</li><li>◆がけや斜面から水が噴き出す。</li><li>◆井戸や沢の水が濁る。</li><li>◆地鳴りや山鳴りがする。</li></ul>

出典:内閣府政府広報室

※上記の前兆現象は一般的な前触れの一部です。すべての場所において必ず起こることではありません。

## 土砂災害(特別)警戒区域とは

土砂災害防止法に基づき指定される区域には、土砂災害警戒区域と、土砂災害特別警戒区域の2つがあります。

### 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域です。

### 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域です。

### 基礎調査結果

基礎調査とは、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定する際に行う調査のことです。基礎調査の完了から区域指定までは、一定の手続きが必要です。区域指定に先立ち、早期に土砂災害の危険性を住民に周知できるよう、基礎調査結果の公表が義務付けられています。従って、土砂災害警戒区域等の指定・未指定に関わらず、調査が完了した時点で公表しています。

## 地震発生時の時間経過別行動ポイント

**地震発生**

最初の大きな揺れは約1分間

- ◆まず、身を守る安全を確保し、動かない（手近な座布団等で頭を保護）



**1～2分**

揺れがおさまったら

- ◆火元を確認 火が出たら、落ち着いて初期消火
- ◆靴をはく 家の中はガラスの破片が散乱、靴や厚手のスリッパをはく
- ◆家族の安全を確保 倒れた家具等の下敷きになっていないか確認
- ◆すばやく屋外の安全な場所に一時避難する
- ◆避難するときは、屋根瓦・ブロック塀・自動販売機等に注意
- ◆土砂災害等の危険が予想される地域はすぐ避難 ◆余震に注意



みんなの無事を確認 火災の発生を防ぐ

隣近所に声をかけよう

- ◆要配慮者等の安全確保 隣近所で助け合う ◆行方不明者はいないか ◆けが人はいないか

初期消火・出火防止

- ◆初期消火 ◆漏電・ガス漏れに注意 電気のブレーカーを切る・ガスの元栓を閉める
- ◆続けて起こる地震に注意

**5分**

正しい情報を

- ◆防災機関、自主防災組織の情報を確認 ◆デマ等にまどわされないように
- ◆避難時に車は極力使用しない ◆電話は緊急連絡を優先する



**10分  
数時間  
▼  
3日**

協力して消火活動、救出・救護活動を

- ◆消火活動 ◆救出・救護を
- ◆水、食料は蓄えているもので賄う 最低3日間分の飲料水と食料を備蓄しておく
- ◆災害情報、被害情報の収集 ◆無理はやめよう ◆助け合いの心が大切 ◆壊れた家に入らない

### 屋内にいた場合

家中	デパート・スーパー	集合住宅	劇場・ホール
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆揺れを感じたら、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所へ避難する。</li> <li>◆火の確認は速やかに（コンセントやガスの元栓の処置も忘れずに）。</li> <li>◆乳幼児や病人、高齢者等要配慮者等の安全を確保する。</li> <li>◆はだしで歩き回らない（ガラスの破片等でケガをする）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆バッグ・買い物カゴ等で頭を保護する。</li> <li>◆ショーウィンドーや売場から離れ、壁際に。</li> <li>◆係員の指示に従う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ドアや窓を開けて、避難口を確保する。</li> <li>◆エレベーターは絶対使用しない。避難は階段で。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆カバン等で頭を保護し、座席の間に身を隠し、係員の指示に従う。</li> <li>◆あわてずに冷静な行動をとる。</li> </ul>

### 屋外にいた場合

路上	車を運転中	海岸付近	列車等の車内
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板等の落下物から頭をカバン等で保護して、空き地や公園等に避難する。</li> <li>◆近くに空き地等がないときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ移動する。</li> <li>◆ブロック塀や自動販売機等には近づかない。</li> <li>◆倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保し、道路の左側に止める。</li> <li>◆揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認して、カーラジオで情報を収集する。</li> <li>◆車を置いて避難が必要なときは、キーをつけたまま、ドアロックもしない。貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高台へ避難し津波情報をよく聞く。</li> <li>◆注意報・警報が解除されるまでは海岸に近づかない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆つり革、手すりに両手でしっかりとつかまる。</li> <li>◆途中で止まっても、非常口を開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。</li> <li>◆乗務員の指示に従い落ち着いた行動をとる。</li> </ul>

# 災害情報の入手手段

## ①テレビやラジオ等の情報

災害が発生または発生する恐れがあるときには、テレビやラジオで気象に関する情報や地震の情報、災害の発生状況等が放送されます。

あいまいな情報に惑わされず、正確な情報を収集し、早めの備えや避難に役立てるようにしてください。

## ②地デジのデータ放送

テレビのリモコンの「dボタン(連動データ)」を押すことにより、「ニュース」や「天気」の最新情報等を見ることができます。  
(放送局によって内容は異なります。)

### ■データ放送の見方

1. 「dボタン(連動データ)」を押す
2. 見たい情報の色のボタンを押す
3. 方向(矢印キー)や真ん中の決定ボタンを押して、情報を選択する



## ③あんしんトリピーメール

鳥取県内の防災情報等をメールで配信するサービスです。

登録は無料です。受信する情報を分野ごとに選択できます。

### ▼登録方法

お持ちの携帯電話、スマートフォン等から登録用アドレスにメールを送信(件名・本文を入力しない)してください。返信メールが届きますので、メールの内容に従って登録してください。

登録用アドレス [e-tottori-safe@xpressmail.jp](mailto:e-tottori-safe@xpressmail.jp)

### QRコード

バーコード読取機能のある携帯電話等をお持ちの場合、

右記のQRコードからメールを作成することもできます。



※迷惑メール対策のため、受信拒否設定等をされている場合は、トリピーメールのドメイン(@xpressmail.jp)を受信許可リストへ追加してください。

※利用登録・サービス利用は無料ですが、メール送受信等の通信費は利用者の負担になります。通信費は携帯電話会社との契約内容により異なります。

## あんしんトリピーなび

鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」は、鳥取県が提供する無料の総合防災アプリです。

とりネット「鳥取県の危機管理ポータルサイト」や「あんしんトリピーメール」、「避難所・避難場所」、「河川・道路ライブカメラ」の情報等、多様なコンテンツに分散した鳥取県内の危機管理関連情報をこのアプリでまとめて御覧いただけます。

App Store または Google Play でダウンロードしてご利用ください。

### QRコード

・「iPhone」をご利用の方はこちら ・「Android」をご利用の方はこちら



### ■問い合わせ

・八頭町役場総務課防災室 TEL 0858-76-0203  
・鳥取県危機管理局危機対策・情報課 TEL 0857-26-7950

## ④インターネット

### 【避難情報等】

・八頭町公式ホームページ <https://www.town.yazu.tottori.jp/>

### 【防災・緊急情報】

・ウェブ版八頭町防災マップ

八頭町公式ホームページより利用して下さい。(とりネット)QRコード



・鳥取県公式ホームページ(とりネット)

パソコン版: <https://www.pref.tottori.lg.jp/>

モバイル版: <https://mobile.pref.tottori.lg.jp/m/>

### 【気象情報・河川情報・道路情報】

・気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

・鳥取県防災情報

パソコン版: <http://tottori.bosai.info/>

モバイル版: <http://tottori.bosai.info/mobile/>

・防災情報提供センター(国土交通省)

パソコン版: <https://www.mlit.go.jp/saigai/bosajoho/>

モバイル版: <https://www.mlit.go.jp/saigai/bosajoho/i-index.html>

・とっとり雪(行き)みちNavi

パソコン版: <http://yukinavi.net/>

モバイル版: <http://yukinavi.net/i/>

とっとり雪(行き)みちNavi  
QRコード



・鳥取河川国道事務所

<https://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

### 【その他】

・とっとりWEBマップ <https://www2.wagmap.jp/pref-tottori/top/>

・地理院地図(標高含む)(国土地理院) <https://maps.gsi.go.jp/>

## ⑤災害時の声の伝言板 NTT災害用伝言ダイヤル

大規模な災害が発生した場合、電話の利用が一時的に急増し、電話がつながりにくいことがあります。「災害用伝言ダイヤル」はそのような場合に開設されます。ガイダンスに従って録音・再生してください。

### 「NTT災害用伝言ダイヤル」の使い方

詳しくは <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

171 にダイヤルし、音声ガイダンスにしたがう

録音の場合 ①

再生の場合 ②

・被災地の方のご自宅の電話番号を市街局番からダイヤル  
・被災地以外の方は被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル

伝言を入れる(30秒以内)

伝言を聞く

※伝言蓄積数や保存期間は、災害の状況により異なります。

## ⑥中国電力ネットワーク 停電情報アプリ

停電が発生した場合にスマートフォン等に停電情報をプッシュ型で通知する「停電情報アプリ」です。

### 【サービス内容】

①「停電(復旧)日時」および「停電発生地域」の通知

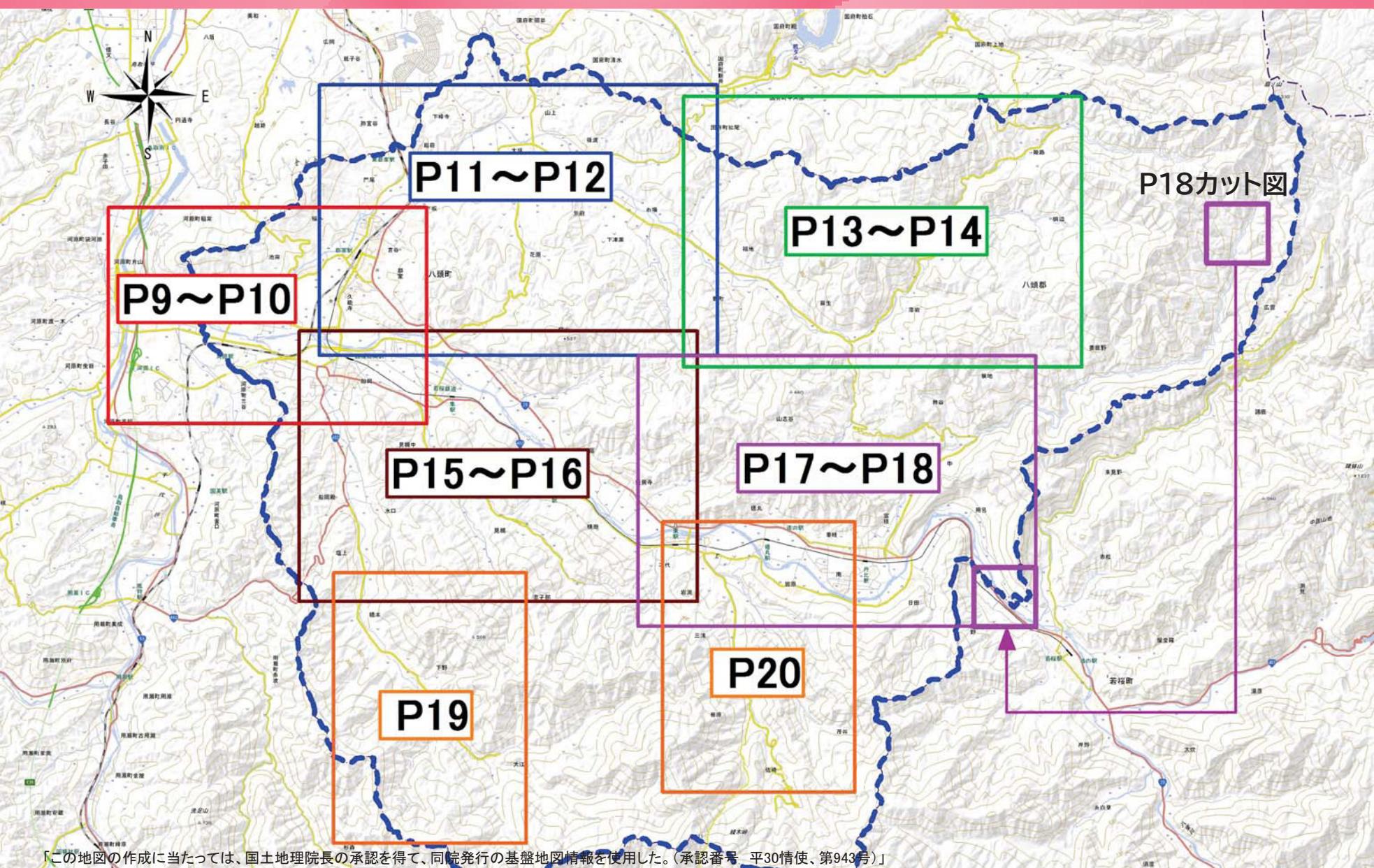
②停電地域を地図上に表示 ③「復旧見込み時間」等の情報を提供

中国電力ネットワーク 停電情報アプリはこちら

<https://www.energia.co.jp/nw/safety/teiden/teidenapps/>



# 八頭町防災マップ全図



## 指定避難所等とは

右ページの「対象とする災害欄」の洪水・土砂災害、地震、大規模火災の欄に「○」が記された施設が、当該災害から緊急に避難するための施設です。(この施設は必要に応じて順次開設を行います。)

### ◆指定緊急避難場所

命を守ることを最優先に、災害の危険から逃れることを目的とした場所、施設です。

### ◆指定避難所

自宅が被災して帰宅できない場合に、一定の期間、避難生活を送ることを目的とした公共施設等です。

### ◆福祉避難所

災害時に一般の避難所(集落避難所等)で受入が困難な高齢者等の、特に配慮が必要な人たちを対象に開設する施設等です。

### ◆自主避難所

台風接近等により、避難指示等が出されていない段階において、希望される方を対象に開設する施設です。

※洪水と土砂災害による避難場所は、原則、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域(基礎調査結果)及び土砂災害特別警戒区域(基礎調査結果)に入っていない建物を指定緊急避難場所及び指定避難所としています。ただし、一部土砂災害警戒区域に入っている建物がありますが、土砂災害の危険が高い状況時には、他の建物を避難場所に指定します。

### 防災関係施設等

※防災基地:ヘリポート・応援物資の保管等を行う場所です。

※医療救護施設:負傷者が多いときに应急手当を行う施設です。

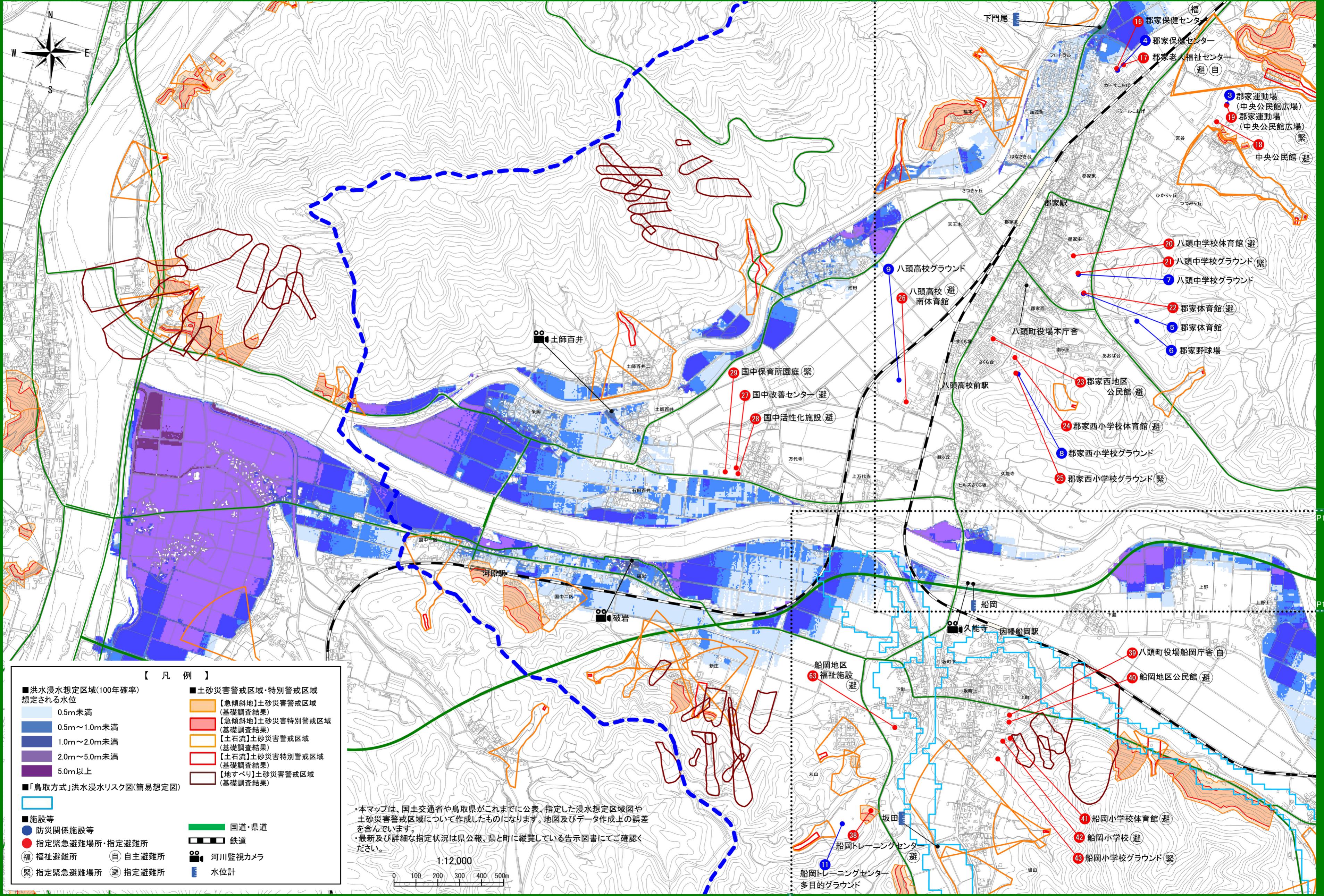
番号	掲載ページ	防災関係施設等	分類
①	P14	姫路公園	観光宿泊施設
②	P12	中私都地区福祉施設広場	防災基地
③	P11	郡家運動場(中央公民館広場)	防災基地
④	P11	郡家保健センター	医療救護施設
⑤	P11	郡家体育館	防災基地
⑥	P11	郡家野球場	防災基地
⑦	P11	八頭中学校グラウンド	防災基地
⑧	P10	郡家西小学校グラウンド	防災基地
⑨	P10	八頭高校グラウンド	防災基地
⑩	P15	船岡保健センター	医療救護施設
⑪	P15	船岡トレーニングセンター 多目的グラウンド	防災基地
⑫	P15	船岡竹林公園	観光宿泊施設・防災基地
⑬	P17	八東総合運動公園	防災基地
⑭	P17	男女共同参画センター (八東保健センター)	医療救護施設
⑮	P18	八東ふる里の森	観光宿泊施設

# 八頭町指定避難所等一覧

避難所の種類			施設名称	掲載ページ	対象とする災害			対象集落
指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所			洪水・土砂災害	地震	大規模火災	
(1)			上私都改善センター	P13	○	○		姫路 明辺 落岩 山志谷 麻生 福地 野町
(2)			上私都地区福祉施設	P13	○	○		
(3)			上私都活性化施設	P13	○	○		
(4)			上私都活性化施設広場	P13		○	○	
(5)			中私都改善センター	P12	○	○		覚王寺 東市場 市場 上津黒・下津黒 別府
(6)			中私都地区福祉施設	P12	○	○		
(7)			中私都地区福祉施設広場	P12		○	○	
(8)			下私都改善センター	P12	○	○		篠波・延命寺 上大坪・下大坪 奥山上・口山上 上峰寺・山田 山路・花原 井古
(9)			下私都地区福祉施設	P12	○	○		
(10)			下私都地区福祉施設広場	P12		○	○	
(11)			郡家東地区公民館	P11	○	○		
(12)			郡家東小学校体育館	P11	○	○		
(13)			郡家東小学校グラウンド	P11		○	○	
(14)			東郡家地区福祉施設	P11	○	○		
(15)			東郡家地区福祉施設広場	P11		○	○	
(16)			郡家保健センター	P11	○	○		福祉避難所
(17)	(17)		郡家老人福祉センター	P11	○	○		自主避難所 下坂・奥谷 フローラル 宮谷 つつみヶ丘 ひかりヶ丘 カーサこおげ ドミールこおげ 福本・賀茂町
(18)			中央公民館	P11	○	○		
(19)			郡家運動場 (中央公民館広場)	P11		○	○	
(20)			八頭中学校体育館	P11	○	○		郡家東区 郡家中区 郡家西区 郡家北区 はなさき台
(21)			八頭中学校グラウンド	P11		○	○	
(22)			郡家体育館	P11	○	○		
(23)			郡家西地区公民館	P10	○	○		天王木 さつきヶ丘 南ヶ丘・あおば台 池田・久能寺 ヒルズさくら坂 緑ヶ丘・すくも塚 さくら台
(24)			郡家西小学校体育館	P10	○	○		
(25)			郡家西小学校グラウンド	P10		○	○	
(26)			八頭高校南体育館	P10	○	○		予備施設
(27)			国中改善センター	P10	○	○		万代寺 上万代寺 土師百井 土師百井二 石田百井・米岡
(28)			国中活性化施設	P10	○	○		
(29)			国中保育所園庭	P10		○	○	
(30)			大御門体育センター	P16	○	○		大門 花 郡家殿 市谷 西御門
(31)			子育て支援センター	P16	○	○		
(32)			子育て支援センター広場	P16		○	○	

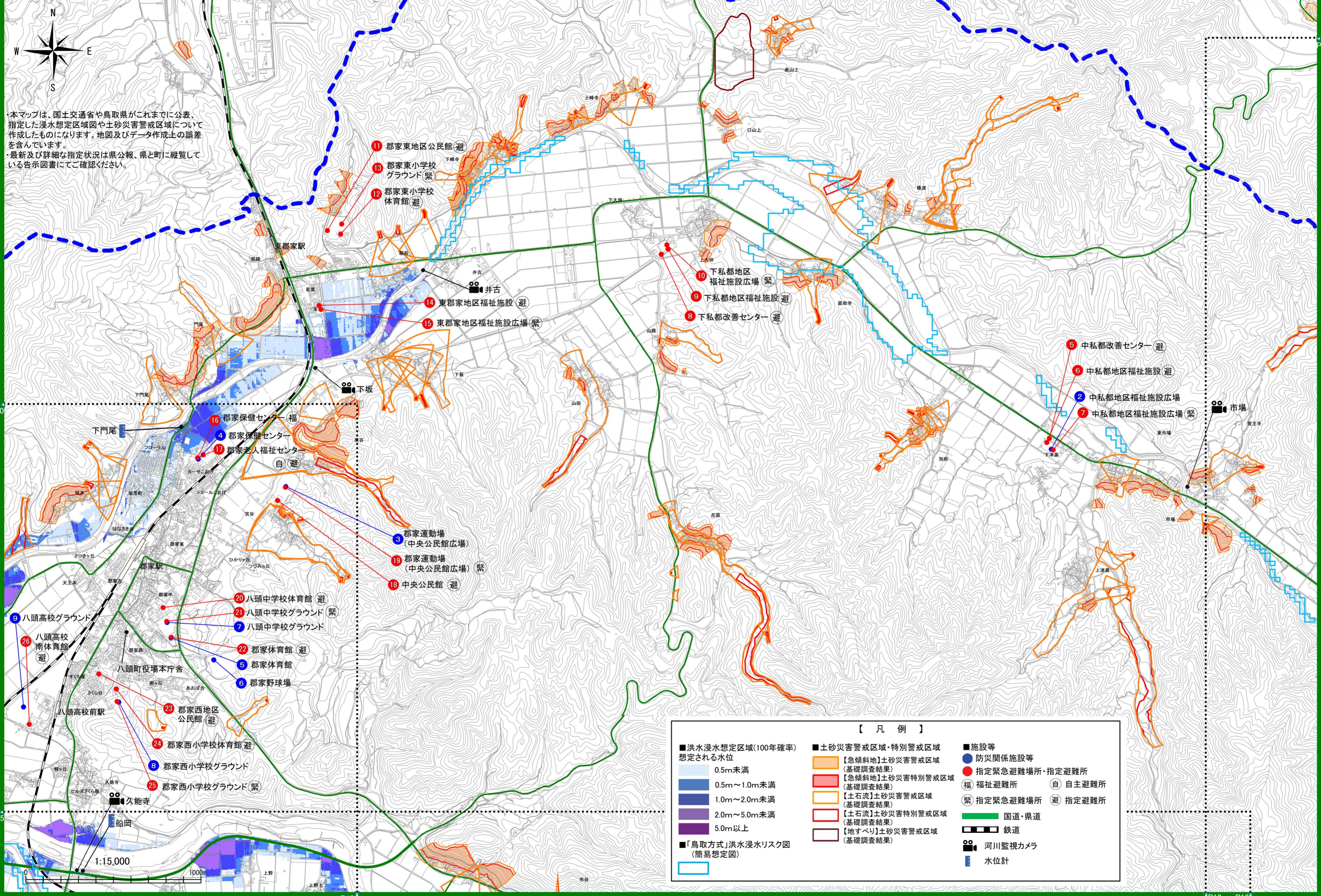
避難所の種類			施設名称	掲載ページ	対象とする災害			対象集落
指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所			洪水・土砂災害	地震	大規模火災	
(33)			大江地区公民館	P19	○	○		
(34)			大江地区福祉施設	P19	○	○		
(35)			旧大江小学校体育館	P19	○	○		
(36)			旧大江小学校グラウンド	P19		○	○	
(37)			船岡保健センター	P15	○	○		福祉避難所
(63)			船岡地区福祉施設	P15	○	○		国中一区 国中二区 船岡殿・下町 塩上・水口・丸山 薬師・破岩・新庄
(38)			船岡トレーニングセンター	P15	○	○		
(39)			八頭町役場船岡庁舎	P15	○	○		自主避難所
(40)			船岡地区公民館	P15	○	○		
(41)			船岡小学校体育館	P15	○	○		
(42)			船岡小学校	P15	○	○		
(43)			船岡小学校グラウンド	P15		○	○	
(44)			隼Lab. 体育館 (旧隼小学校体育館)	P15	○	○		福井 隼福 上野上 上野 隼郡家
(45)			隼Lab. グラウンド (旧隼小学校グラウンド)	P15		○	○	
(46)			隼地区公民館	P15	○	○		
(47)			隼国民体育館	P15	○	○		
(48)			安部地区福祉施設 (旧安部地区公民館)	P16	○	○		下日下部 上日下部
(49)			八東ふれあいスポーツセンター	P16	○	○		安井宿 桜ヶ丘 新興寺 小別府
(50)			旧安部小学校体育館	P16	○	○		
(51)			八東保育所園庭	P16		○	○	
(52)	(52)		中央人権啓発センター (八東地区公民館)	P17	○	○		自主避難所 横田・茂田 才代一 才代二 才代団地 岩渕・三浦 佐崎・竹市
(53)			旧八東小学校体育館	P17	○	○		
(54)			旧八東小学校	P17	○	○		
(55)			旧八東小学校グラウンド	P17		○	○	
(56)			八東地域福祉センター	P17	○	○		奥野・茂谷 清徳・三山口 小畠団地 鍛冶屋
(57)	(57)		男女共同参画センター (八東保健センター)	P17	○	○		福祉避難所 下徳丸
(58)			八東体育文化センター	P18	○	○		
(59)			八東小学校体育館	P18	○	○		
(60)			八東小学校グラウンド	P18		○	○	
(61)			丹比地区公民館	P18	○	○		
(62)			旧丹比小学校グラウンド	P18		○	○	

# 八頭町防災マップ地区詳細図



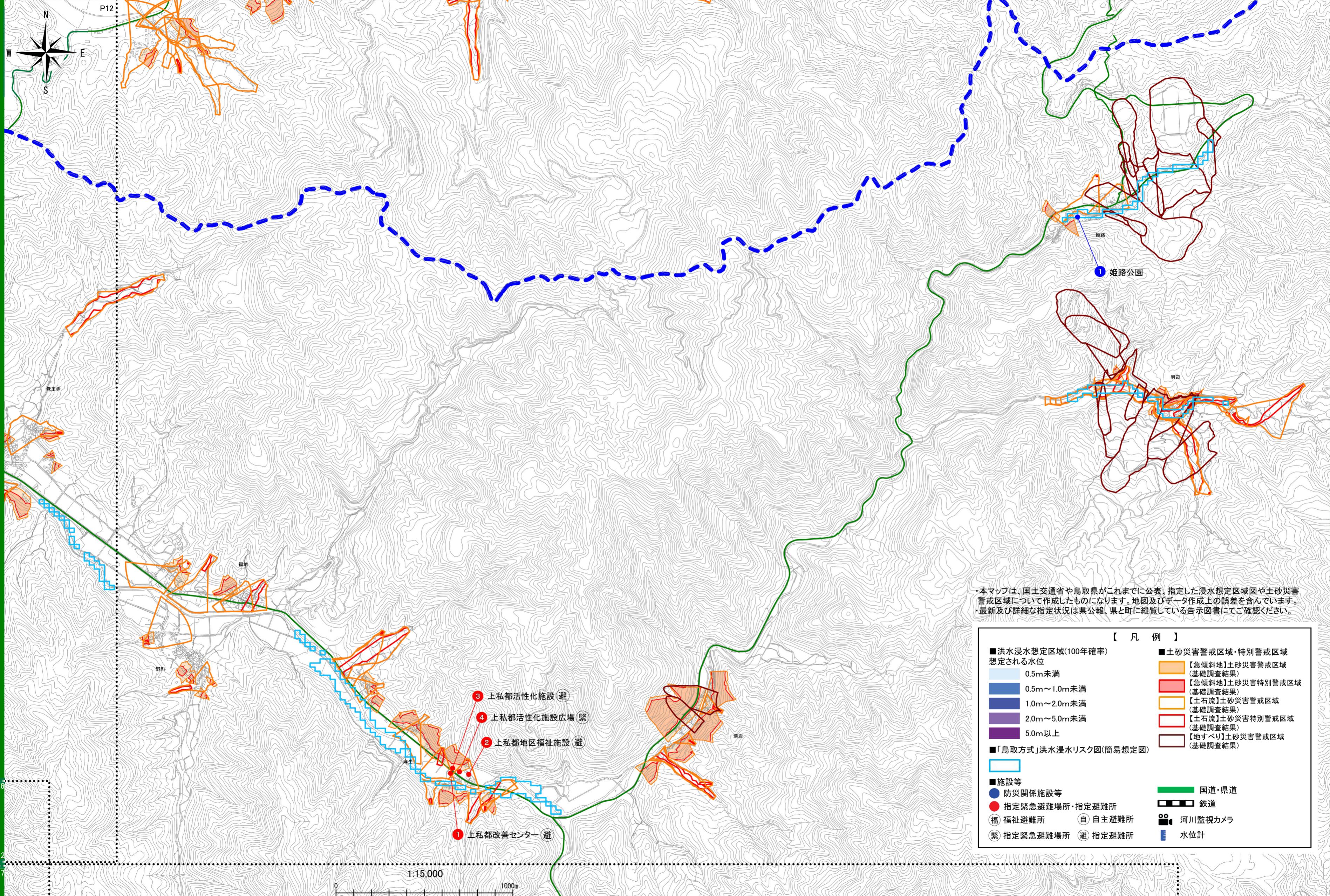
# 八頭町防災マップ地区詳細図

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第943号)」



# 八頭町防災マップ地区詳細図

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第943号)」

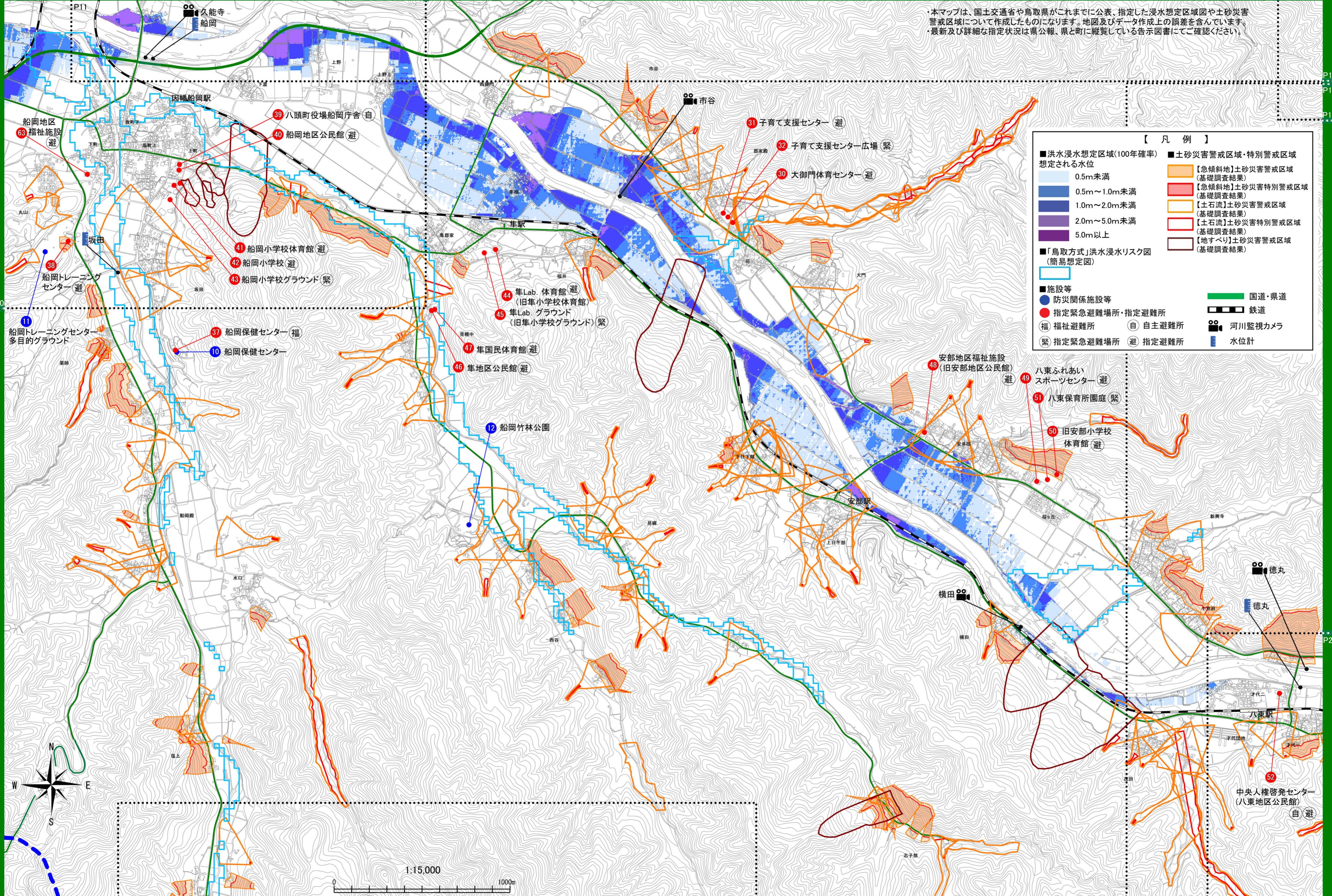


# 八頭町防災マップ地区詳細図

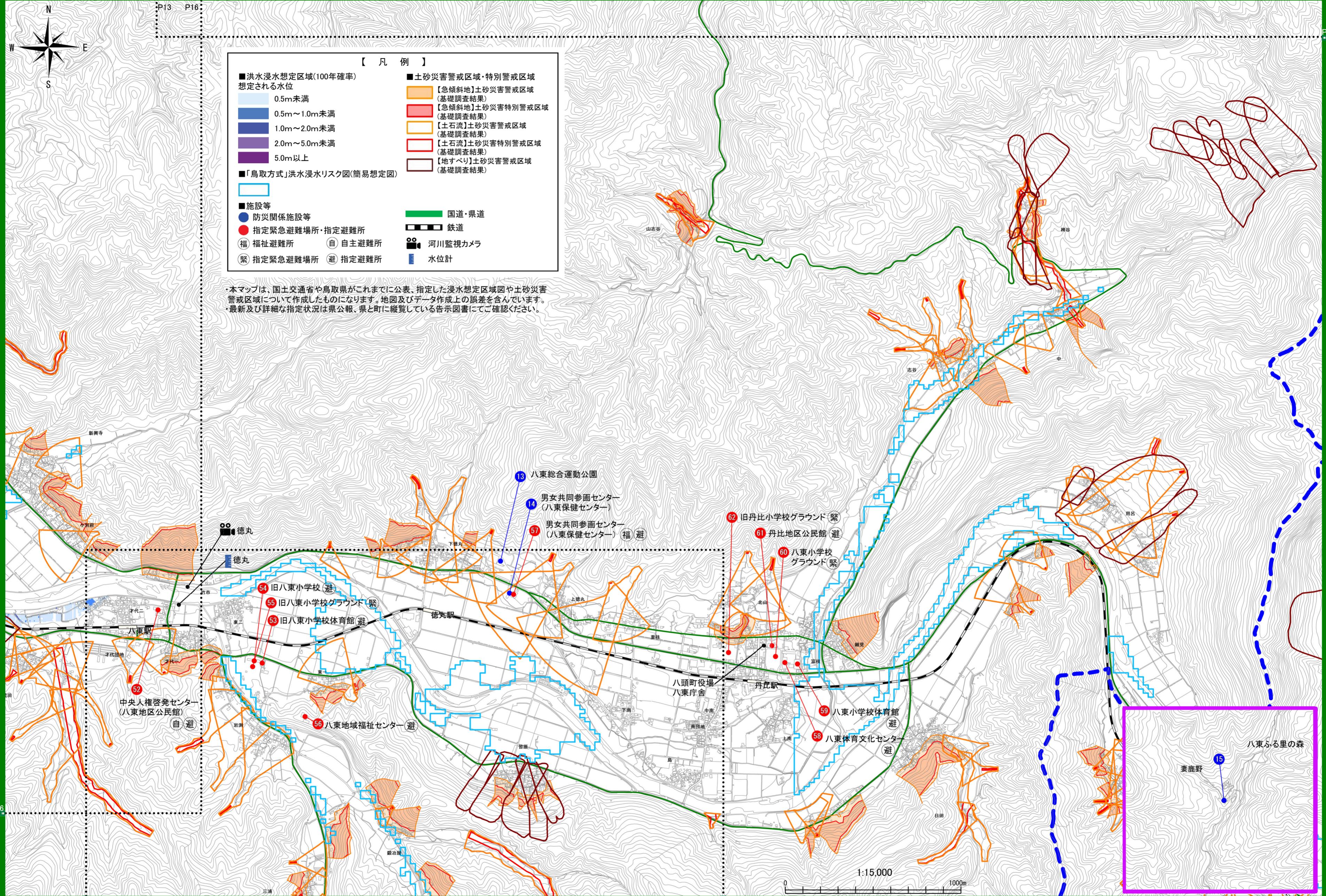
P10

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第943号)」

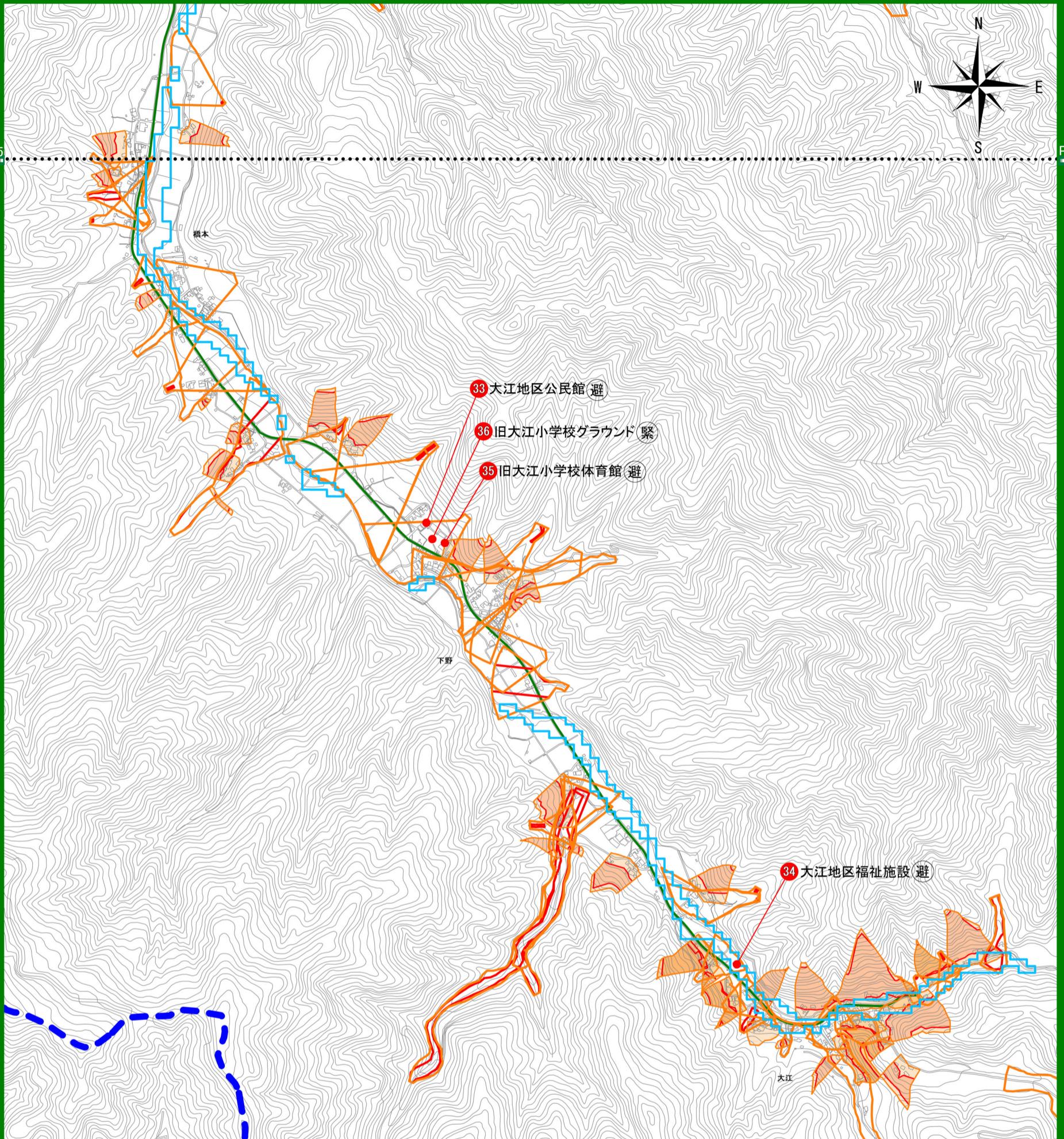
P13



# 八頭町防災マップ地区詳細図



# 八頭町防災マップ地区詳細図



■洪水浸水想定区域(100年確率)  
想定される水位

- 0.5m未満
- 0.5m~1.0m未満
- 1.0m~2.0m未満
- 2.0m~5.0m未満
- 5.0m以上

■「鳥取方式」洪水浸水リスク図  
(簡易想定図)

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域  
【急傾斜地】土砂災害警戒区域  
【急傾斜地】土砂災害特別警戒区域

- (基礎調査結果)
- (基礎調査結果)
- 【土石流】土砂災害警戒区域  
【土石流】土砂災害特別警戒区域
- (基礎調査結果)
- (基礎調査結果)
- (基礎調査結果)

■施設等

防災関係施設等

● 指定緊急避難場所・指定避難所

福 福祉避難所

自 自主避難所

緊 指定緊急避難場所

避 指定避難所

■ 国道・県道

■ 鉄道

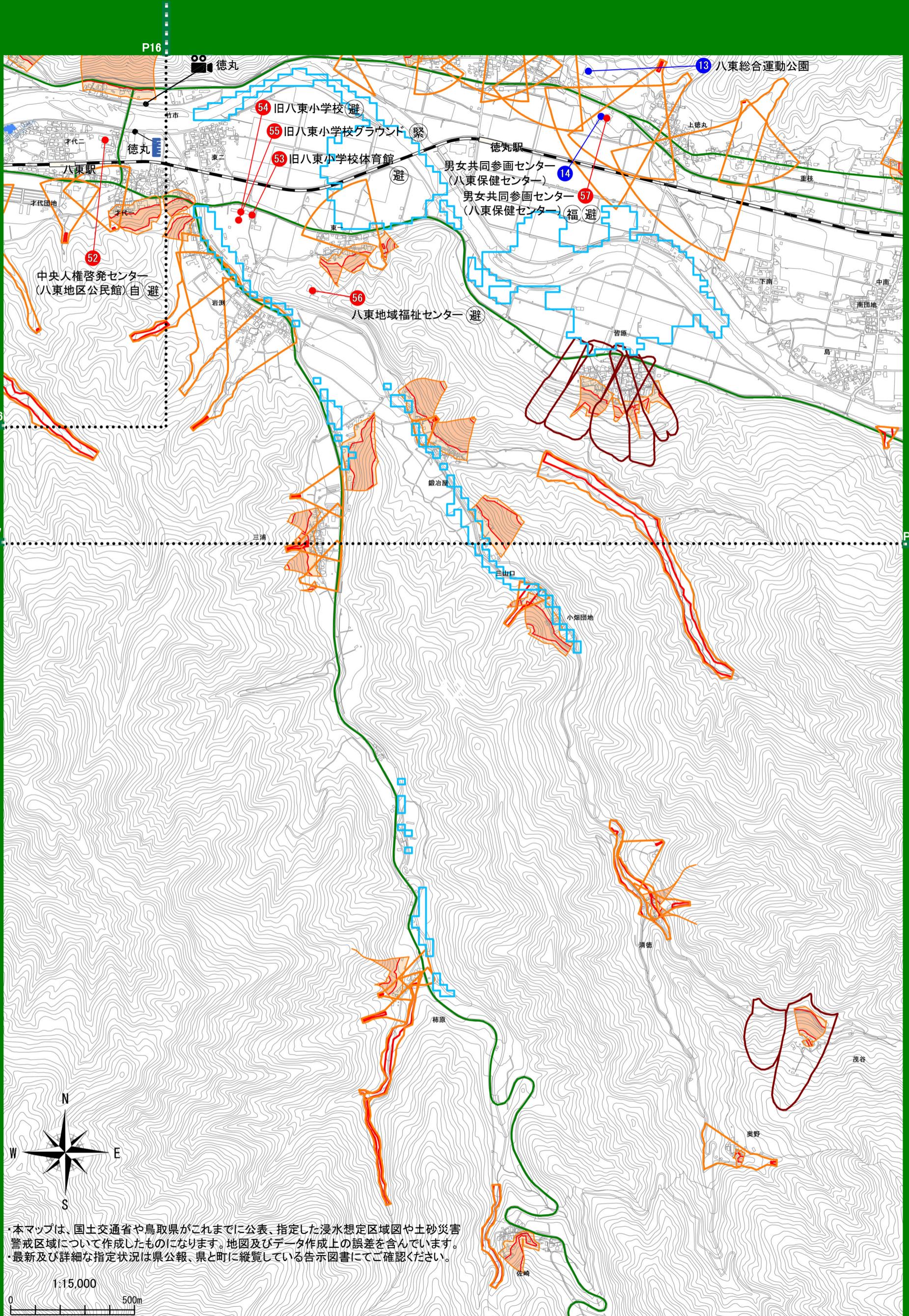
● 河川監視カメラ

■ 水位計

1:15,000

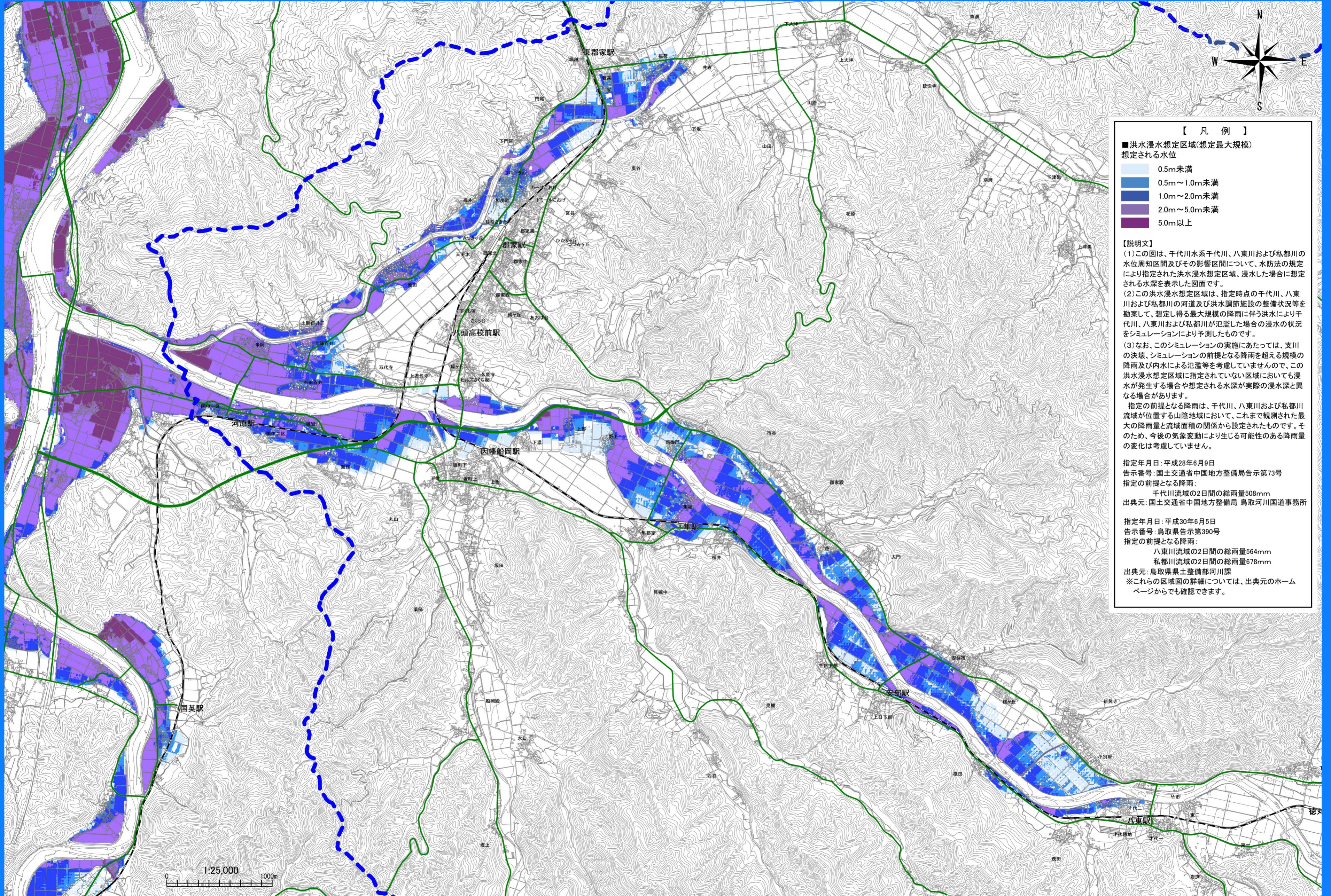
500m

・本マップは、国土交通省や鳥取県がこれまでに公表、指定した浸水想定区域図や土砂災害警戒区域について作成したものになります。地図及びデータ作成上の誤差を含んでいます。  
・最新及び詳細な指定状況は県公報、県と町に縦覧している告示図書にてご確認ください。

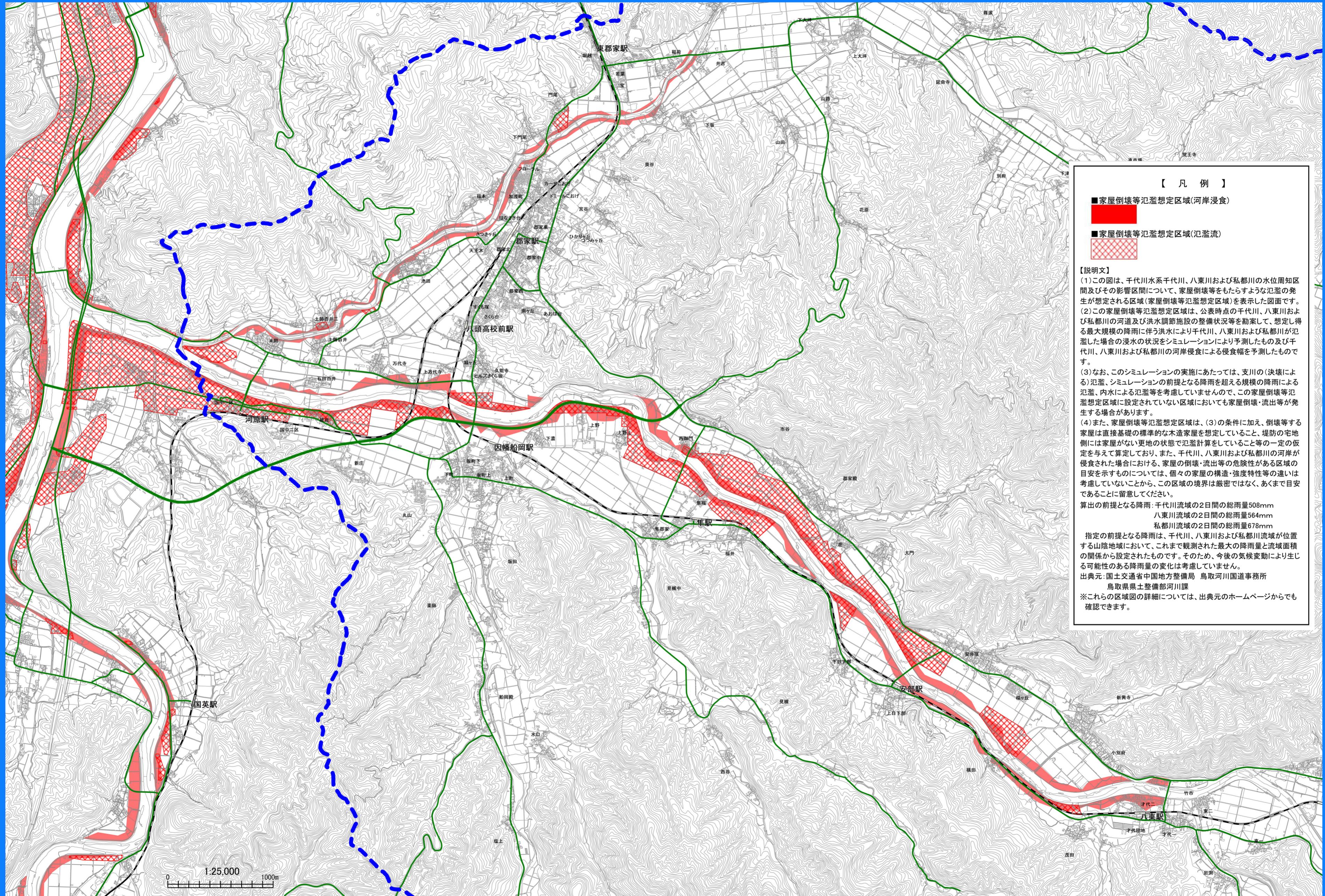


「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平30情使、第943号)」

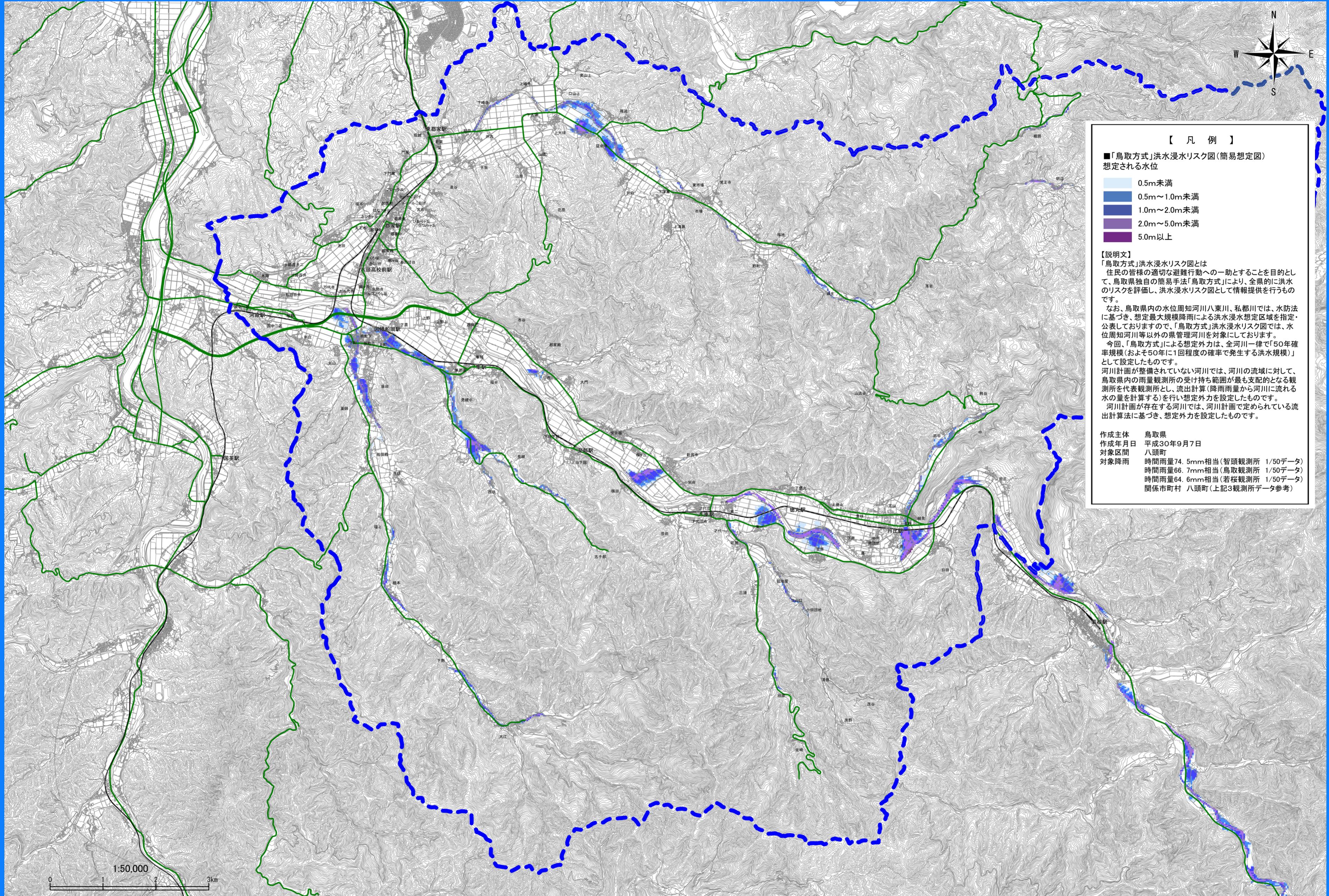
# 千代川水系洪水浸水想定区域図【想定最大規模】



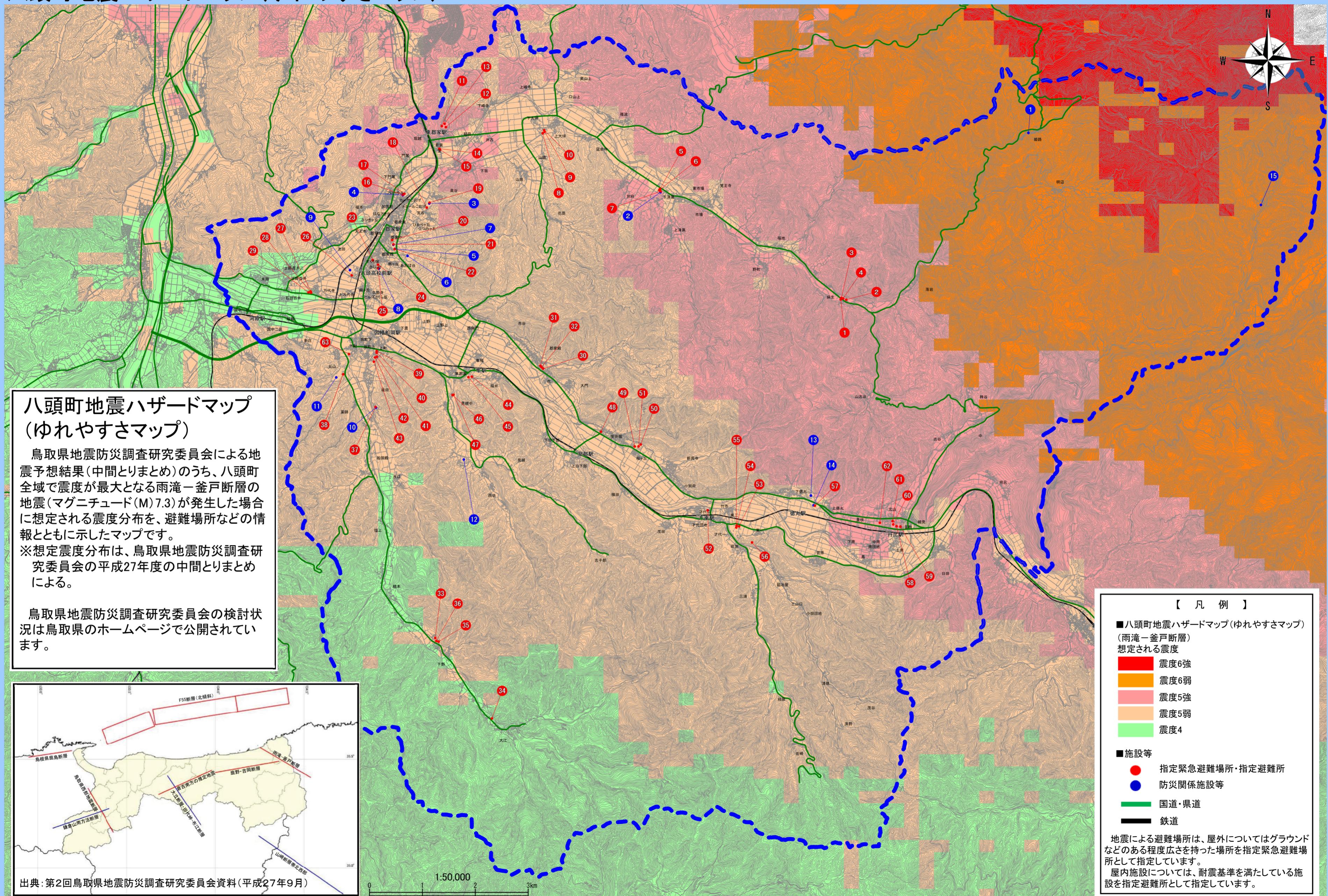
# 千代川水系洪水浸水想定区域図【家屋倒壊等氾濫想定区域】



# 「鳥取方式」洪水浸水リスク図【簡易想定図】



# 八頭町地震ハザードマップ(ゆれやすさマップ)



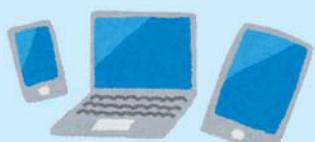
# ウェブ版八頭町防災マップの使い方

八頭町では、災害への事前の備え等に活用していただくことを目的として、防災に役立つ様々な情報を1つの地図上で自由に重ねて表示することができるインターネット上の電子地図を公開しています。パソコン、スマートフォン、タブレット等で閲覧することができます。

災害リスク別(水害、土砂災害、地震等)の閲覧、航空写真への切り替え、拡大縮小が可能です。また、印刷機能もあり、お好みの範囲を印刷できます。

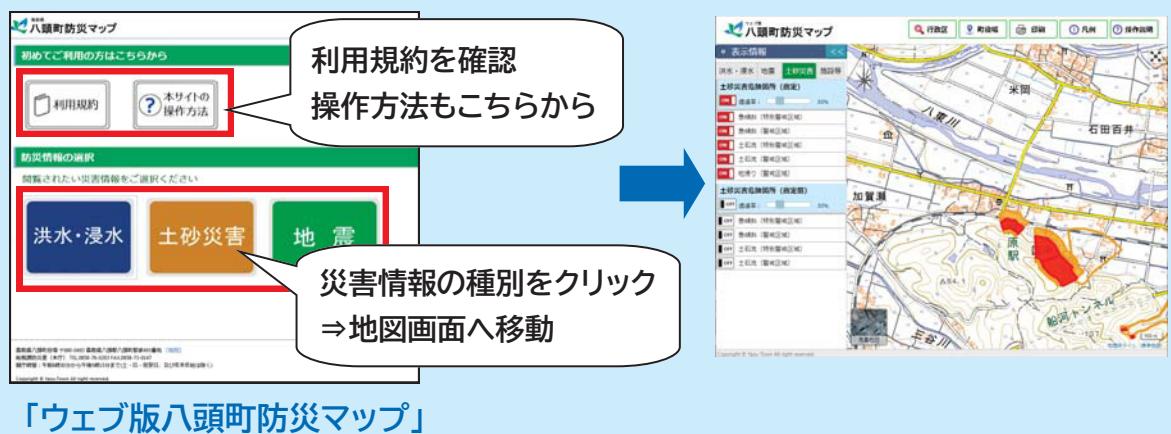
## ウェブ版八頭町防災マップの利用方法

パソコン、スマートフォン、タブレット等から「八頭町公式ホームページ」へ



八頭町公式ホームページ

<https://www.town.yazu.tottori.jp/>



「ウェブ版八頭町防災マップ」

## ウェブ版八頭町防災マップでできること

必要な情報を地図に重ね合わせて表示！



タブを切り替え  
情報を選択

個別に情報の表示/  
非表示設定

行政区検索 一覧から選択した地域を表示



行政区一覧から選択した  
地域の地図を表示

### 地図の移動、拡大縮小

・スマートフォン・タブレットの場合

移動:画面をスワイプして移動

拡大:2本の指で画面を広げる

縮小:2本の指で画面をつまむように動かす

・マウスの場合

移動:クリックした状態でマウスを動かす  
距離分移動

拡大縮小:中ボタンを上下にスクロール



地図上で距離の計測も  
可能！

### 3種類の地図の切り替え



印刷機能 表示中の地図・情報が印刷可能！



印刷サイズ  
A4・A3縦/A4・A3横

印刷枠内の地図は、移動、  
拡大・縮小ができる！

# 連絡先・問い合わせ先

## ●緊急時の問い合わせ先

総務課防災室	TEL. 0858-76-0203	FAX. 0858-73-0147
船岡住民課	TEL. 0858-72-0044	FAX. 0858-73-0290
八東住民課	TEL. 0858-84-1222	FAX. 0858-84-2818

## ●水道、電気、電話、火災

種別	名称	電話番号等
水道	八頭町役場上下水道課	0858-72-3973
電気	中国電力(株)	0120-465-210
電話	NTT西日本(電話の故障等)	【固定電話】113 【携帯電話】0120-444-113
	緊急通報	119
火災	鳥取県東部広域行政管理組合 消防局テレホンガイド ※消防車がサイレンを鳴らして出動したとき、どこに何のために出動したのか自動音声で応答します。	0857-21-0119
	鳥取県東部広域行政管理組合 ホームページ(消防出動情報等)	<a href="https://www.east.tottori.tottori.jp/">https://www.east.tottori.tottori.jp/</a>

## ●メール・FAX119の登録について

聴覚や言語に障がいのある人を対象に、携帯電話やパソコンからのメール(原則として障害者手帳の交付を受けている人)またはFAXにより火災や救急の緊急通報を受け付けています。

### 【メール119】

事前の登録が必要です。登録及びお問い合わせは下記にご連絡ください。

### 【FAX119】

FAX119番専用の通報用紙に記入して、局番なしの119番でFAXし、通報内容を伝えます。

事前の登録は不要です。用紙は、鳥取県東部広域行政管理組合のホームページからダウンロードしていただくか、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

※万が一のときすぐに使えるように、FAX通報用紙に必要事項を記入しておいてください。

### 問い合わせ先

- 東部消防局情報指令課(消防指令センター) TEL. 0857-23-0119 FAX. 0857-26-9406  
問い合わせメールアドレス:shirei@tottori-tobushobo.jp
- 八頭町役場福祉課(郡家保健センター) TEL. 0858-72-3590 FAX. 0858-72-3565

### 【注意事項】

- (1)消防指令センターで対応できる範囲は、東部地域(鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町)のみです。
- (2)メール119番、FAX119番通報システムに伴う通信料は、利用者の負担となります。

# 非常用備蓄品チェックリスト

## 家族みんなで備蓄品のチェックをしましょう！

災害後は電気・ガス・水道が供給されないことが予想されます。  
このため、普段から非常用の備蓄を準備することが必要です。

※救援物資が本格的に支給され始めるまでには、災害の発生から数日程度かかります。

## 非常時、慌てることがないように以下の備蓄品を備えておきましょう

- |                                       |             |            |                |           |
|---------------------------------------|-------------|------------|----------------|-----------|
| □ 食料品（火を通さず食べられるもの、栄養ゼリー、ペットボトルの水やお茶） |             |            |                |           |
| □ 紙の皿                                 | □ 割りばし      | □ 紙コップ     | □ ラップ          | □ 歯みがき用具  |
| □ ティッシュ                               | □ ウエットティッシュ |            | □ 下着類          | □ 衣類      |
| □ 靴下                                  | □ タオル       | □ 紙パンツ     | □ ビニール袋        | □ 杖       |
| □ メガネ                                 | □ 常用中の薬     | □ 防寒具      | □ 体温計          | □ マスク     |
| □ 懐中電灯                                | □ 電池        | □ ラジオ      | □ スリッパ         |           |
| □ 現金（10円硬貨も含む）                        |             | □ 使い捨てライター |                | □ 使い捨てカイロ |
| □ 卓上コンロ・ボンベ                           |             | □ 救急箱      | □ 生理用品         | □ 筆記用具    |
| □ 軍手                                  | □ ヘルメット     | □ 家族の連絡先   | □ 年齢によって必要なもの等 |           |

<注意>備蓄品と避難時の持出品は違います！

※持出品は、普段服用している薬、お薬手帳、健康保険証、貴重品など自分に必ず必要なもの。

修正：2023年3月（2019年3月作成）

問い合わせ・連絡先：八頭町役場 総務課防災室

TEL：0858-76-0203

